

港区防災計画

平成28年 7 月
(令和5年7月一部改訂)
大 阪 市 港 区 役 所



目次

第1章 計画の方針	1
第2章 港区の特性	
1 港区の地勢	2
2 港区で想定される水害	3
3 港区に影響を及ぼす地震と被害想定	
(1) 内陸活断層型地震	4
(2) 海溝型地震	5
第3章 予防対策	
1 地域の防災活動の支援	
(1) 防災学習会・避難所開設訓練等の支援	7
(2) 防災リーダーの育成	7
2 地域本部との情報連絡体制の整備	8
3 津波避難ビルの確保	8
4 津波浸水時の区を越えた避難計画(災害時避難所の確保)	9
5 防災意識の普及啓発	
(1) 広報紙等での情報発信	10
(2) マンション防災の啓発	10
6 災害時避難行動要支援者に対する支援	11
7 福祉避難所の設置運営訓練	11
8 多文化共生の視点の防災の推進	12
9 女性視点の防災の推進	12
10 事業者等と連携した防災の推進	
(1) 事業者の責務の啓発	12
(2) 港区防災サポーター登録制度の活用	12
(3) 大規模集客施設の予防対策	13
(4) 区内の関係機関との連携	13
11 帰宅困難者対策	14
12 水防団との連携	14
第4章 応急対策	
1 組織体制と設置基準	15
2 動員計画(動員体制)	16
3 応急避難計画	
(1) 避難情報	17
(2) 避難施設	18
(3) 要配慮者への対応	18
(4) 津波における避難計画	19
(5) 堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難	21
4 情報収集体制及び伝達系統	22
5 帰宅困難者への対応	
(1) 情報の収集と提供	26

(2) 備蓄物資の配布	26
6 広報活動計画	
(1) 緊急広報	26
(2) 一般広報	27
7 飲料水、食料、生活関連物資の供給計画	
(1) 応急給水計画	27
(2) 食料供給計画	28
(3) 生活関連物資供給計画	28
8 医療・救護計画	
(1) 初期初動医療救護活動	29
(2) 長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営	30
(3) 保健師等による健康相談	30
9 行方不明者の搜索、遺体の処理、火葬計画	
(1) 行方不明者の搜索	30
(2) 遺体の仮収容（安置）所の設置	31
(3) 斎場への遺体の搬送	31
(4) 遺体の火葬	31
10 ボランティアの調整計画	
(1) 区災害ボランティアセンターの設置	31
(2) 防災サポーター登録企業等	32

第5章 復旧対策

1 防疫・保健衛生活動	
(1) 防疫活動	32
(2) 食品衛生活動	33
2 罹災証明書等の発行	33
3 ごみの処理	
(1) 作業計画の作成	33
(2) 一時集積	34
(3) 処理・処分	34
(4) 応援要請	34

第6章 その他

大阪市地域防災計画「付属 東海地震編」に基づく港区職員対応マニュアル	35
1 東海地震注意情報発表時の対応	
(1) 対応フロー	36
(2) 港区災害対策警戒本部の対応等	36
2 警戒宣言発令時の対応	
(1) 対応フロー	37
(2) 港区災害対策本部の対応等	37
3 市民及び事業者等の取るべき措置	38

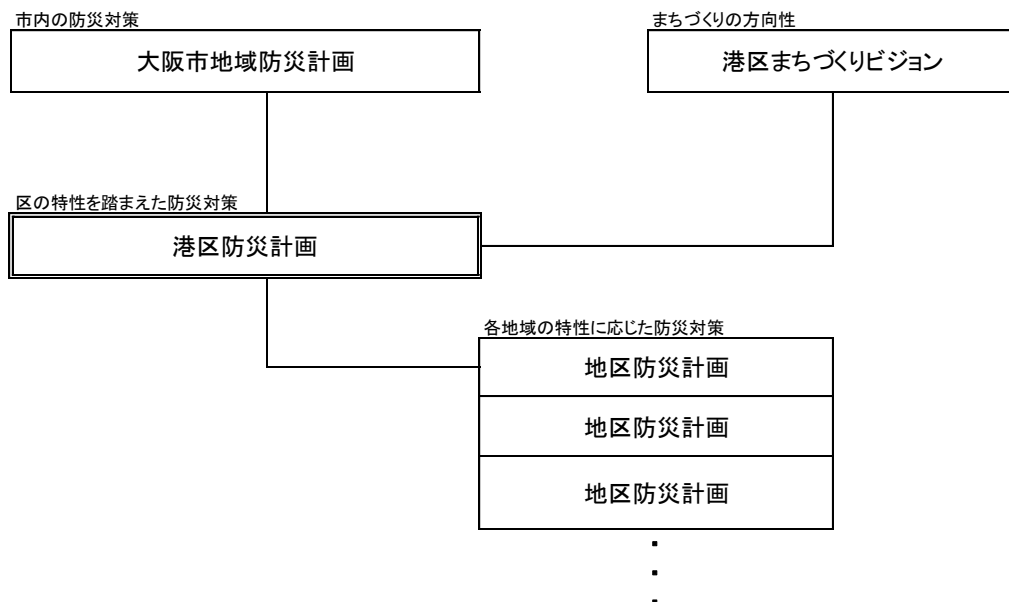
第1章 計画の方針

災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」）第42条の規定において市町村は「地域防災計画」を策定することが義務付けられています。大阪市においても「法」に基づき「大阪市地域防災計画」（以下「市計画」）を策定しており、市内の防災対策は「市計画」を基本としています。

「港区防災計画（以下「本計画」）」は「市計画」をもとに、港区の防災対策の基本的事項をまとめたもので、区の特性を踏まえた対策を強化するとともに、地域防災力の向上を図ることを目的としています。

なお、港区では「本計画」のもとに、各地域でそれぞれの地域特性に応じた「地区防災計画」を地域主体で作成しています。

また、「本計画」は「港区まちづくりビジョン」と密接に関連しています。「港区まちづくりビジョン」は、港区のめざす4年後の姿（将来像）とその実現に向けたまちづくりの方向性を示して「本計画」に示す対策を実行することで「安全・安心・快適なまちづくり」をめざします。



第2章 港区の特性

Ⅰ 港区の地勢

港区は市の西部に位置する東西に細長い形をした区で、安治川と尻無川、大阪港に3方を囲まれているため、津波や高潮などの水害の被害を受けやすい地勢にあります。

過去には、台風による高潮で大きな被害を受けています。



過去の台風による高潮被害

参考文献

国立研究開発法人 防火科学技術研究所 自然災害情報室／気象庁 災害をもたらした気象事例

室戸台風(1934 年)

1934 年(昭和 9 年)9 月 21 日に室戸岬の北に上陸、7時には風速は秒速 10m 前後で普段と変わらぬ出勤や登校が行われたのですが、8時には秒速 40m を超える暴風に発達して多くの人が死傷しました。

浸水深の最大は 3m 近くで、大阪市の浸水面積は 49 平方 km でした。

この台風による死者の総数は 3,066 名。

枕崎台風(1945 年)

1945 年(昭和 20 年)9 月 17 日、14 時頃九州南部の枕崎付近に上陸。枕崎上陸時の気圧 916mb は日本の観測史上 2 位に相当し、非常に強い台風でした。

戦後間もないことで気象情報も少なかったことや防災体制も十分でなかったため各地で大きな被害が発生し港区内では約 40 日間水に浸かりました。

この台風による死者の総数は 2,473 名。

第二室戸台風(1961 年)

1961 年(昭和 36 年)9 月 16 日、戦後最大の勢力の台風で、室戸岬における最大瞬間風速 84.5m/秒は日本における最大記録です。

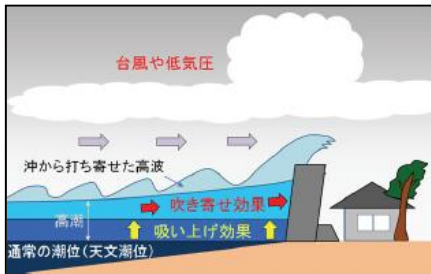
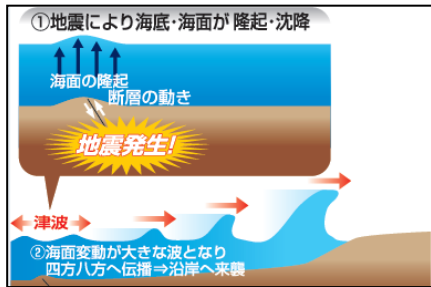
大阪港では最大潮位 3.0m の高潮が 14 時ごろに発生し、大阪市の 31 平方 km が浸水しました。死者数は総計 202 人で、大阪市の高潮により浸水した区における死者は 4 人と極めて少ないものでした。

テレビというこれまでになかった効果的な情報伝達手段を通じて巨大台風の情報の伝達と警戒・避難の呼びかけが前日から継続的に行われたことや同じような土地環境にある名古屋における 2 年前の大高潮災害のいまだ生々しい記憶が多数市民の避難を促進させたことが人的被害減少に寄与したと考えられます。

2 港区で想定される水害

港区では、旧淀川流域等の河川（大川、堂島川、安治川、土佐堀川、木津川、尻無川）の氾濫、内水氾濫、高潮による浸水、東南海・南海地震及び南海トラフ巨大地震による津波浸水が想定されています。

それぞれの被害想定は、「**大阪市水害ハザードマップ**」で詳しく案内しています。

種類	事象
河川氾濫 	河川の水位が堤防よりも高くなった時や、堤防が壊れた時に河川の水が流れ込む氾濫です。
内水氾濫 	まちに降った雨が下水道などから排水することができず、その場にたまることなどによって発生する浸水です。 内水とは、ポンプによる排水がなければ、降雨を河川へ排水できない地域の雨水のことです。
高潮 	台風や発達した低気圧が通過するとき、海水面（潮位）が大きく上昇することがあり、これを「高潮」といいます。 高潮は、主に「気圧低下による吸い上げ効果」と「風による吹き寄せ効果」が原因となって起こり、満潮と高潮が重なると潮位はいっそう上昇して、大きな災害が発生しやすくなります。
津波 	海の底で発生した地震の断層運動により海底が隆起もしくは沈降します。 これに伴い海面が変動し四方八方に伝達するものが津波です。

3 港区に影響を及ぼす地震と被害想定

(1) 内陸活断層型地震

陸地の地下で活断層がずれて起こる地震です。
阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月 17 日発生）が
代表例です。今後、発生が想定される地震帯として
は、上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中
央構造線断層帯の 4 つが挙げられます。
それぞれの港区における地震の規模と被害想定は
下表のとおりです。



地震の名称	地震規模 (マグニチュード)	被害想定				
		最大震度	死者(昼間)	負傷者(昼間)	建物全半壊	避難所生活者
上町断層帯	7.5～7.8	5 強～7	89 名	1,030 名	7,152 棟	9,560 名
生駒断層帯	7.3～7.7	5 弱～6 強	7 名	753 名	2,380 棟	2,852 名
有馬高槻 断層帯	7.3～7.7	5 弱～6 弱	0 名	94 名	337 棟	410 名
中央構造線 断層帯	7.7～8.1	4～5 強	0 名	14 名	48 棟	65 名

※大阪府自然災害総合防災対策検討委員会（平成 17 年度、18 年度）作成の被害想定から引用

（主な活断層／市民防災マニュアルから引用）



(2) 海溝型地震

海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込み続けているために、ひずみが限界に達すると大陸プレートが跳ね上がって起こる地震です。

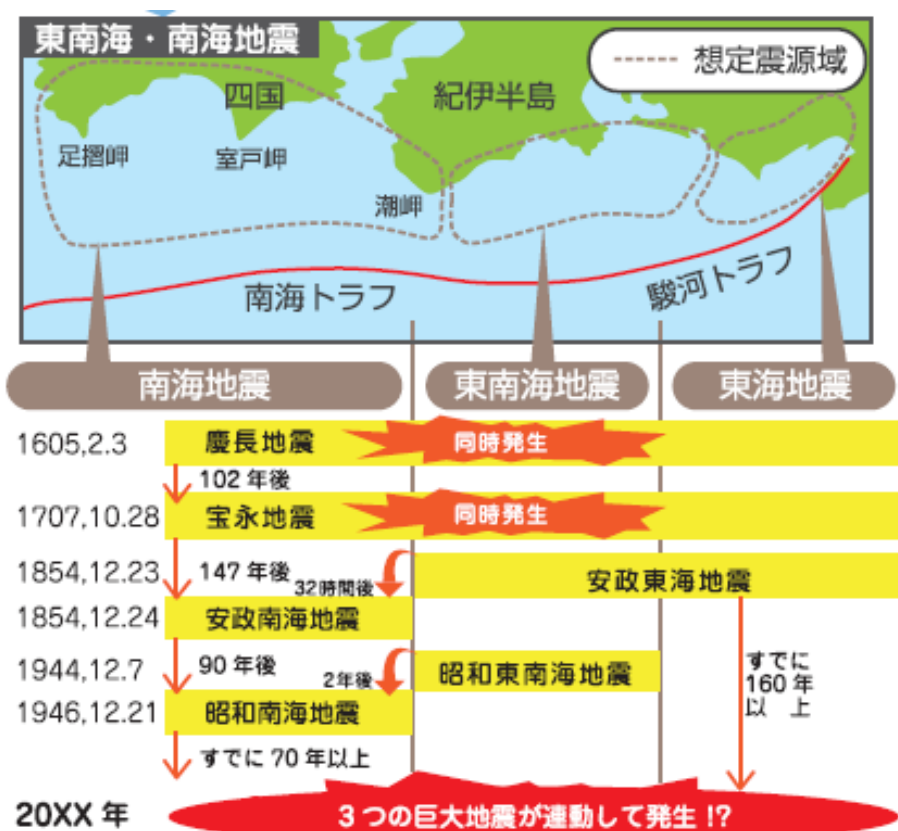
東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日発生）が代表例です。

揺れている時間が1分以上と長く、津波が襲ってくる可能性が高い等の特徴があります。

今後、発生が想定される海溝型地震は南海トラフ地震で 30 年以内に発生する確率(※)は 70~80%程度と予想されています。



(※) 地震調査研究推進本部による令和5年(2023年)1月1日を算定基準日とした評価

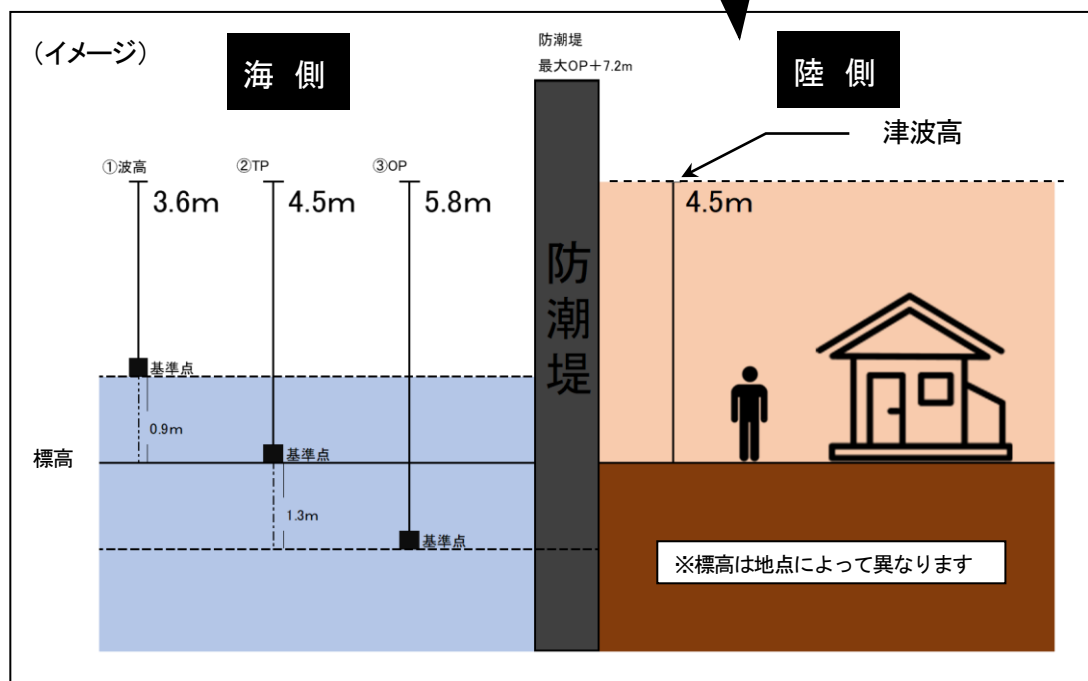


東南海・南海地震は、100 年から 150 年の周期でマグニチュード 8 クラスの巨大地震が発生しており、今世紀の前半にも発生するといわれています。

港区における地震の規模と被害想定は下表のとおりです。

- ※1 東南海・南海地震の想定は大阪府自然災害総合防災対策検討委員会(平成 17 年度、18 年度)作成の被害想定から引用
- ※2 南海トラフ巨大地震の想定は大阪府防災会議南海トラフ巨大地震被害想定等検討部会(平成 25 年度)作成の被害想定から引用
- ※3 津波の高さは満潮位からの高さ(満潮位は OP+2.2 メートルを設定)
- ※4 OP は大阪湾最低潮位を表す。また、TP は東京湾平均海面を表し「OP=TP+1.3m」とする。
- ※5 南海トラフ巨大地震での死者 9,865 名は、冬の 18 時に地震が発生し、早期に避難しなかった場合の想定数。避難を迅速化した場合は 421 名です。

地震の名称	地震規模 (マグニチュード)	港区の被害想定					
		震度	大阪港への 津波到達時間	津波の高さ (最大)	波の高さ (最大)	死者	建物の 全半壊
東南海・南海地震	7.9～8.6	5 弱～6 弱	120 分	2.5m	OP+4.5m (TP+3.2m)	2 名	1,021 棟
南海トラフ巨大地震	9.0～9.1	5 強～6 弱	114 分	3.6m	OP+5.8m (TP+4.5m)	9,865 名	12,450 棟 (津波)



南海トラフ巨大地震発生時の港区のライフラインの被害想定と復旧までの目安

(単位: %)

種別		被災直後	1 日後	4 日後	7 日後	1 か月後
上水道	断水率	100	49.7	47.3	44.7	15.2
下水道	機能支障率	3.1	3.1	1.8	0.5	0
電力	停電率	49	17.6	0.5	0	0
都市ガス	復旧対象率	0	0	0	0	0
固定電話	不通契約率	100	61.3	51.6	51.6	51.6
携帯電話	停波基地局率	76.5	76.6	63.3	62.9	65.5

※第 5 回「大阪府防災会議南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会(平成 26 年 1 月 24 日)の報告資料より抜粋

※携帯電話は不通ランクA「非常につなぐににくい」という状況になります。

第3章 予防対策

Ⅰ 地域の防災活動の支援

(1) 防災学習会・避難所開設訓練等の支援

地域活動協議会（11地域）の防災学習会や避難所開設訓練等の防災活動の支援を通じて、自主防災組織の強化を図ります。



自主防災組織

防災という共通の目的を持って活動する地域の集まりを「自主防災組織」といいます。

小学校区単位で整備され、地域活動協議会などを中心とし、地域に居住及び勤務する広範囲な人員（連合振興町会、社会福祉協議会、地域ネットワーク委員、民生委員、企業、NPOなどを含む）で構成されます。

災害時の安否確認、救護、初期消火、避難行動要支援者の支援、津波避難、警報情報等の収集・伝達など自助、共助の取り組みを組織的に行います。

(2) 防災リーダーの育成

災害時に住民を率先し、自主防災組織の中心的な役割となり防災活動を行うのが地域防災リーダーです。地域防災リーダーを育成するために港消防署及び水上消防署と連携して実践的な訓練を実施します。

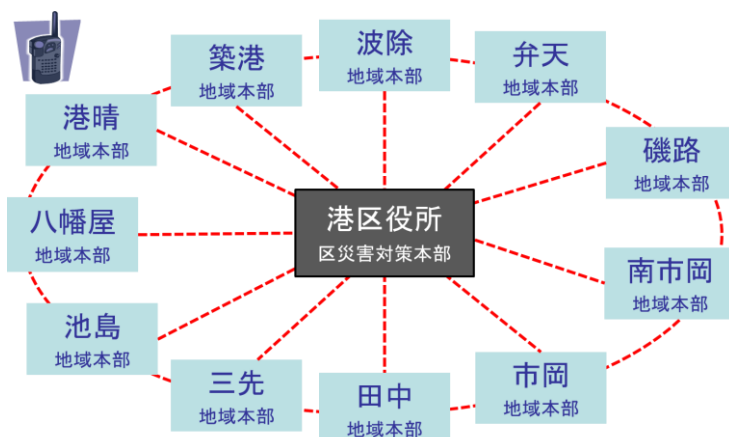
また、平日昼間等、大人が少ない時間帯での発災時における地域の防災力を向上させるため、中学2年生を対象にジュニア防災リーダー養成講習会等を実施します。



2 地域本部との情報連絡体制の整備

災害時に有線電話が途絶した場合でも、情報収集や伝達が迅速かつ的確に行えるよう地域に無線機を配備しています。また、災害情報を一元的に集約できる大阪市防災情報システム（大阪市防災情報アプリ）を適宜、自主防災組織にも展開することでさらなる情報連絡体制の整備をめざしています。

区役所と地域との間で、無線機や大阪市防災情報システム等を使った訓練を定期的を実施することで情報連絡体制をより強固なものとしします。



3 津波避難ビルの確保

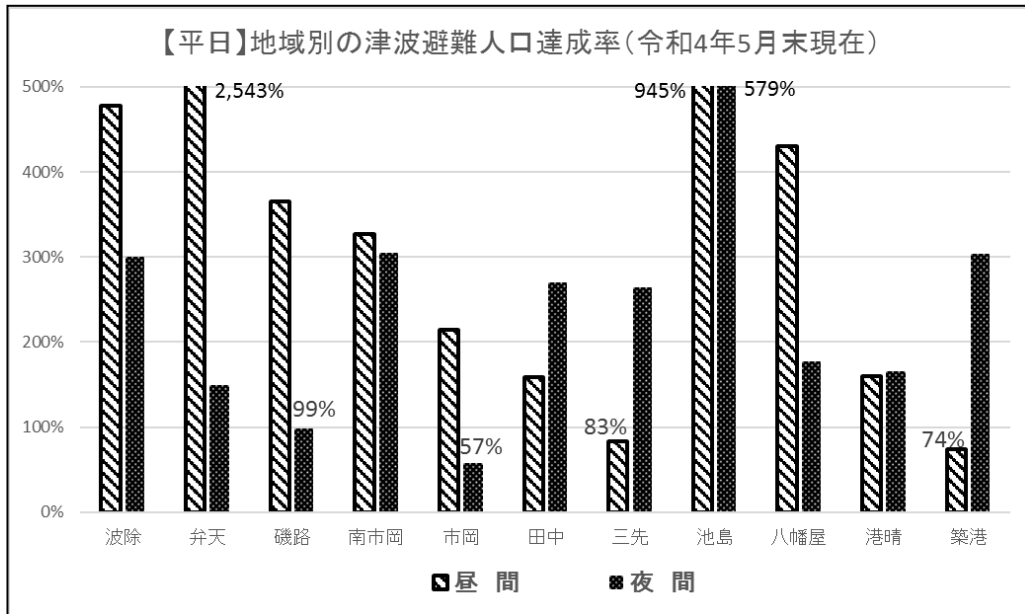
区民一人ひとりが津波から身を守るために緊急的に避難する施設（津波避難ビル等）を決め、津波による死者は一人も出さないための取組をめざします。そのために、地域と連携しながら津波避難ビルの確保に努めます。

また、次頁のグラフのとおり地域間で充足状況に格差があるため地域を越えた避難の検討を進めます。

津波避難ビルの主な条件

- (1) 新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築基準法における耐震基準）を満たすもの。
または躯体部分の耐震改修工事を施工し、新耐震基準と同等と認められる補強を実施したもの。
- (2) 鉄筋コンクリート造（RC）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）で、地上3階建て以上。
- (3) 3階以上の階に、緊急かつ一時的避難が可能な供用場所（屋上、通路、階段室等）があり、大津波警報が発表された時に、地域住民等が一時避難することが可能である。





津波避難人口達成率は、津波発生時に、建物の3階以上に避難する必要があると想定される人数に対して、津波避難ビルに受入可能な人数の割合を表しています。

港区全体の達成率は、昼間 212%、夜間 233%（令和4年5月末現在）であるため、地域を越えて避難すれば全ての住民が避難可能です。ただし、上のグラフのとおり津波避難ビルの充足状況は地域によって偏りがあります。

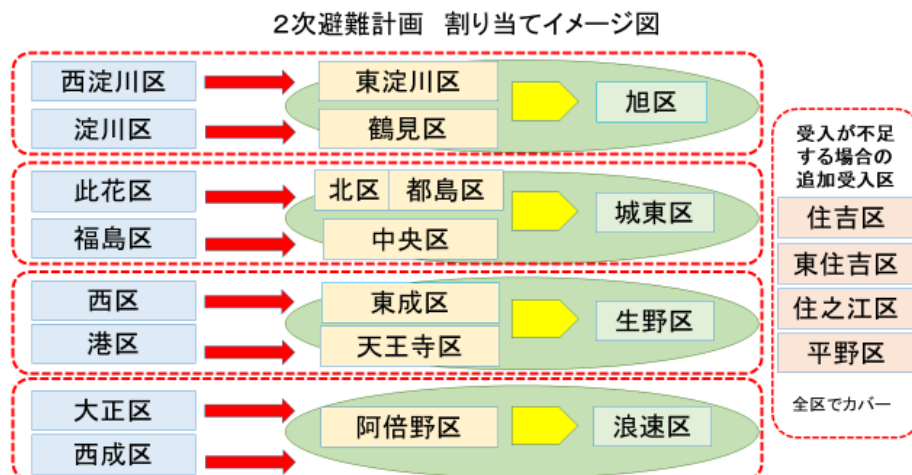
（参考）

- ・国勢調査（平成 22 年総務省）から避難者数を想定し分析時点の津波避難ビルの受入可能人数を基に達成率を算定。
- ・避難者数は、一戸建、長屋建、共同住宅 1、2 階の戸数と 1 世帯あたり平均人員から推計。

4 津波浸水時の区を越えた避難計画（災害時避難所の確保）

津波で災害時避難所が浸水すれば避難所としての機能確保が困難となります。

その場合、災害時避難所の不足が想定されるため、津波浸水していない区域に災害時避難所を確保し、区を越えて2次避難する計画（津波浸水区域外での災害時避難所確保計画）を大阪市では策定しています。この計画に基づいた避難が可能となるような取組みを行います。



5 防災意識の普及啓発

(1) 広報紙等での情報発信

毎年、区広報紙の特集号で防災意識の普及啓発のための防災関連の記事を掲載します。また、区民一人ひとりが災害時に避難する場所を決めておけるように津波避難ビルや災害時避難所等の場所が書かれた地図を「港区防災マップ」として掲載します。そのほか、区のTwitterを活用して防災関連情報を発信します。



港区防災マップは、3カ国版(英語、中国語、韓国・朝鮮語)でも案内しています。

(2) マンション防災の啓発

近年、区内にマンションが増加している傾向を踏まえて、マンション住民に対してマンションの特性に応じた防災啓発を実施します。また、マンションコミュニティ(管理組合等)と地域活動協議会とのつながりを促進することで地域の防災力の向上をめざします。

頑丈なマンションでも、災害時には停電等によるエレベーターの停止や水道管・排水管等の破損が想定されます。

(主な課題)

- 低層階 ➡ 津波の影響
- 中・高層階 ➡ 横振れの影響による家具等の飛散
- 高層階 ➡ 階段での物資の供給、要支援者への対応など



6 災害時避難行動要支援者に対する支援

各地域で災害時避難行動要支援者の避難支援が円滑に進むよう見守りマッピング(※1)を推進します。

さらに、地域の自主防災組織と日頃の見守り活動を行っている方々と連携しながら個別避難計画(※2)を作成します。

※1 見守りマッピング

日頃、地域の見守り活動を担っている人たちと地域の防災を担っている人たちが集まる場を設けて、地域ごとの「高齢者」、「障がい者」及び「気になる人」などの要配慮者を住宅地図上に印をつけて所在を把握する。

また、避難行動要支援者の状況の共有を行い、地域別に安否確認の担当グループ等を決めていく取組。

※2 個別避難計画

避難行動要支援者等の一人ひとりの避難場所、避難方法、避難支援者などをあらかじめ決めておく計画。

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、作成が市町村の努力義務になりました。

地域の実情に合わせて、改正からおおむね5年で作成することとしています。

7 福祉避難所の設置運営訓練

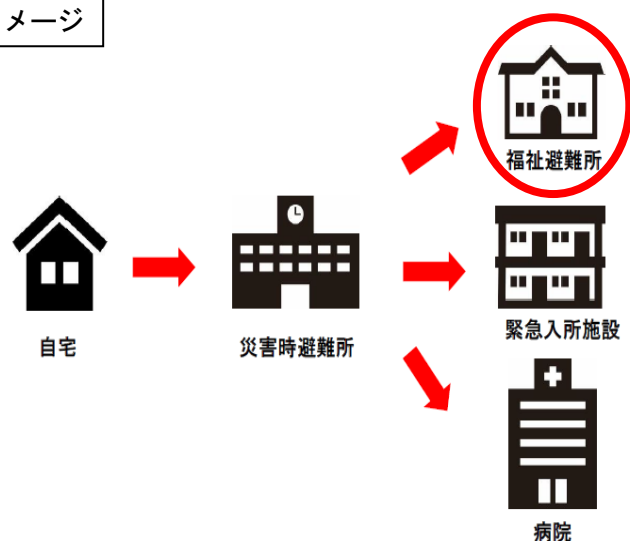
避難に支援が必要な方の支援が円滑に実施できるよう福祉避難所に指定している施設に対して、地域の避難所開設訓練に合わせた福祉避難所の設置運営訓練の実施を働きかけます。

【福祉避難所】

入院の必要や施設に入所するほどではなく、ある程度自力で過ごすことが可能な高齢者や障がい者などで、一般の災害時避難所では対応できない避難行動要支援者のために、特別の配慮がなされた災害時避難所です。

港区内では19か所の施設を指定しています(令和5年3月31日現在)

福祉避難所への搬送イメージ



8 多文化共生の視点の防災の推進

外国人住民にとってわかりやすい防災の情報発信の内容や手段等を充実させます。(右は区役所ホームページの一例)

また、外国人住民が地域住民の一員として防災活動に関わることができるよう地域防災活動への参加を呼びかけるなど地域とのつながりの機会の提供に努めます。



9 女性視点の防災の推進

地域の防災活動や避難所運営などに女性が主体的に参画し、災害対応を行うことが地域の防災力の向上につながることから、女性のニーズや視点での防災が推進されるような取組を実施します。

10 事業者等と連携した防災の推進

(1) 事業者の責務の啓発

区内の事業者に対して、事業者としての防災上の責務を啓発し、理解の促進を図ります。

【事業者の責務】(大阪市防災・減災条例から要旨抜粋)

- ✓ 事業所等の安全の確保や防災資機材の整備
- ✓ 防災訓練への参加
- ✓ 防災・減災計画や災害時の事業継続計画の作成

(2) 港区防災サポーター登録制度の活用

港区防災サポーター登録制度が発災時に有効に機能できるよう地域と防災サポーターとの交流の機会の場を設けます。

平成 26 年 10 月にはじまった大阪市港区防災サポーター登録制度は、事業者が災害時に人的・物的資源を活用し、港区内の防災活動に協力して頂くボランティア制度です。62社が登録されています。(令和5年3月31日現在)



(3) 大規模集客施設の予防対策

区内の大規模集客施設と協議して予防対策につながる取組を実施します。

施設等	取組内容
築港・天保山エリア	各施設に來られた方への対応を図るため、当該エリア以外（港晴地域、八幡屋地域等）の津波避難ビルの情報を提供する等の対策を図ります。 施設利用者が多い日でも津波から避難することができるよう安全な避難誘導の方法等について協議を進めます。
丸善インテックアリーナ大阪 （中央体育館・大阪プール）	最大 1 万人規模の來場者の避難が想定され、帰宅困難者の発生も見込まれます。港警察署、港消防署等との災害時の情報連絡体制を構築するとともに情報連絡訓練を実施します。 來場者が多い日でも津波から避難することができるよう、津波避難施設の確保や安全な避難誘導の方法について協議を進めます。
大阪ベイトワー	災害時の情報連絡体制を構築します。 施設周辺での帰宅困難者対策での協力者となるJR弁天町駅、Osaka Metro 弁天町駅、大阪市教育センターと情報連絡訓練を実施します。

(4) 区内の関係機関との連携

現在の連携状況を踏まえて、必要に応じて連携を強化します。

機関	連携状況等
郵便局	郵便局の所有する乗用車やバイク、自転車等を緊急車両として使用し、郵便局ネットワークを活用した避難広報活動を実施する。 平成 26 年 10 月 14 日付で港区内の全 10 郵便局と「災害発生時における港区役所と港区内郵便局の協力に関する協定書」を締結済。
建設局、クリアウォーター OSAKA、水道局、大阪ガス、関西電力、NTT 西日本	大規模災害発生時にライフラインの被害状況や復旧状況等の確認などを行うため緊急用の連絡先電話番号の交換を行うなど情報連絡体制を構築する。
環境局環境管理部西部環境保全監視グループ	大規模災害発生時に環境局環境管理部西部環境保全監視グループ（港区役所 4 階）職員が、港区災害対策本部の指揮下に入る。 区職員と共に災害発生直後の初期初動段階に環境局が保有する天然ガス車を利用して避難広報や避難誘導等の業務を実施する。 平成 27 年 3 月 24 日付で環境局長と「災害時における港区役所と環境局の協力に関する協定書」を締結済。
大阪みなと中央病院	災害拠点病院の指定をめざした機能強化を要請する。 災害時における港区役所との情報連絡体制の確立を図る。 令和 2 年 4 月 1 日付で「災害時用医薬品の配備及び管理等に関する協定書」を締結済。

11 帰宅困難者対策

弁天町駅周辺での帰宅困難者の発生に備えて、「大阪市教育センター」及び「JR弁天町駅」の2か所に物資を備蓄しています。(アルファ化米、ビスケット、水、保温シートの各300人分)
また、区役所との情報連絡のためにデジタル簡易無線機を各1台配備しています。



12 水防団との連携

水防団が実施する水防工法訓練や防潮鉄扉等の開閉操作などの訓練を支援します。
また、団員不足や高齢化が水防団の課題であるため、区広報紙で団員の募集を行います。

【水防団】

洪水、津波または高潮の被害を最小限に止めるなど水害から住民の生命や財産を守るため水防法に基づき自治体等が設置する地域住民の防災組織です。

港区は6つの分団で組織構成されており、水害発生時にはそれぞれの担当区域で防御活動を実施します。



第4章 応急対策

大きな災害が発生した場合、区役所では災害対策活動を行うための組織体制を整備します。

Ⅰ 組織体制と設置基準

体制	設置基準	
	地震・津波	風水害
港区災害対策本部	■市災害対策本部が設置されたとき ・市域に震度5弱以上(気象庁発表)を観測したとき ・府域に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ・市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・市長が必要と認めたとき ■区長が必要と認めたとき(市長への報告)	■市災害対策本部が設置されたとき ・府域に強い台風が上陸あるいは接近する恐れがあるとき ・市域に特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)が発表されたとき ・避難情報を発令したとき ・市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・市長が必要と認めたとき ■区長が必要と認めたとき(市長への報告)
港区災害対策警戒本部	■市災害対策警戒本部が設置されたとき ・市域に震度4(気象庁発表)を観測したとき ・気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、又は巨大地震注意)が発表されたとき ・危機管理監が必要と認めたとき ■区長が必要と認めたとき(危機管理監への報告)	■市災害対策警戒本部が設置されたとき ・府域に台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき ・避難情報を発令するおそれがあるとき ・危機管理監が必要と認めたとき ■区長が必要と認めたとき(危機管理監への報告)
情報連絡体制	・府域に津波注意報が発表されたとき ・危機管理監が必要と認めたとき	・台風時以外で市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき ・市域に大雨警報・洪水警報が発表されたとき ・危機管理監が必要と認めたとき

※) 台風時には危機管理監を議長とする警戒体制検討会議を開催して組織体制等を検討し、市長に報告する。

2 動員計画(動員体制)

職員は勤務時間外に災害が発生したときは次の基準に応じて港区役所に参集します。
ただし、区長は市長の承認を得てこの基準と異なる動員体制をとることができます。

種別	動員条件			動員人員
	震災	津波	風水害	
1号動員	震度6弱以上	大津波警報	・府域に強い台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき ・特別警報 (大雨、暴風、高潮、波浪等)	全職員
区緊急本部員等 直近参集者			—	指定職員
2号動員	震度5弱以上	津波警報	避難情報を発令したとき	所属長 指定職員
区緊急本部員等			—	指定職員
直近参集者	震度5強			
3号動員	震度4	—	・府域に台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき ・避難情報を発令するおそれがあるとき ・高潮のおそれがある場合	指定職員
4号動員	・南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒又は巨大地震注意) ・津波注意報	津波注意報	暴風警報、暴風雪警報	指定職員
			大雨警報、洪水警報	職員2名以上が参集

※ 指定職員は各所属の所掌事務を遂行するために必要な職員で区長が指定する。

3 応急避難計画

(1) 避難情報

① 避難情報の発令基準

避難情報等は、次の状況が認められる場合、又はこれらの状況が切迫し急を要する場合に市長等が行います。なお、区本部長（区長）は市本部長（市長）に代わり、その管轄区域において危険が切迫し、緊急かつ必要と認めた場合には、警察署長、消防署長、水防関係責任者と協議のうえ区民等に対して避難のための立退きを指示します。この場合、区本部長（区長）は直ちに市本部長（市長）に報告します。

- ア 地震火災又はその他の火災の拡大等により市民等に生命の危険が及ぶと認められるとき
- イ 大津波警報又は津波警報が発表され津波による家屋の損壊、浸水等の危険が認められるとき
- ウ 避難の必要が予測される洪水、高潮など気象等の各種警報が発せられたとき
- エ 河川の水位が上昇し氾濫のおそれがあるとき
- オ その他災害の状況により必要と認めるとき

② 避難情報の伝達方法

避難情報発令の伝達は、以下の方法で市本部及び区本部で実施します。

- ア 同報系無線、インターネットやおおさか防災ネットのメール配信サービス、公用車等
- イ 通信事業者（NTT ドコモ、KDD I、ソフトバンク、楽天モバイル）の緊急速報メール
- ウ 報道機関との協定に基づくマスメディア
- エ 避難行動要支援者に対しては、上記に加えて要配慮者利用施設へのメール配信や、自主防災組織の代表者を通じて整備した情報伝達体制

③ 警戒レベルと避難情報の関係

発令主体	警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動	警戒レベル相当情報等	
				洪水予報	警報等
大阪市	警戒レベル5	緊急安全確保	直ちに身の安全を確保する。	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害） 高潮氾濫発生情報
	警戒レベル4	避難指示	危険な場所から全員避難する。	氾濫危険情報	高潮警報 高潮特別警報 高潮注意報（夜間～早朝までに警報への切替の可能性が高い場合） 洪水キキクル 「非常に危険」
	警戒レベル3	高齢者等避難	危険な場所から避難に時間を要する人（高齢者、障がい者、乳幼児等）とその支援者は避難する。	氾濫警戒情報	大雨警報（浸水害） 洪水警報 高潮注意報（警報への切替の可能性が高い場合） 洪水キキクル「警戒」
気象庁	警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報	避難行動を確認する。	氾濫注意情報	洪水キキクル「注意」
	警戒レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高める。	—	—

(2) 避難施設

種類	用途等
広域避難場所 (港区の場合) 八幡屋公園	大規模火災が発生し、延焼拡大した場合に生命の安全を確保するために指定された火災に対して安全な大きな公園などです。市本部からの広域避難場所開設通知により、公園内に設置されているマンホールトイレ(51基)を使用できるようにします。
一時避難場所	避難を円滑に実施するためのコミュニティ単位の一時的な避難先です。 広場、公園、空地等で、原則1㎡につき1人を基準として 200人以上避難可能な場所です。
災害時避難所 (港区の場合) 小学校 11校 中学校 5校 高校 2校	災害により自宅で生活できない市民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供でき災害に対する安全性に配慮した施設です。原則2㎡(学校を災害時避難所とする場合は1.6㎡)につき1人を基準として 50人以上受入できる建物です。 ※災害時避難所の鍵は、地域の役員と区役所で保管しています。

(3) 要配慮者への対応

① 安否確認とニーズ調査

自主防災組織は災害発生後、速やかに居宅に取り残された高齢者、障がい者等の安否確認とニーズの把握を行い、区本部及び区ボランティアセンターへの情報提供と協力を依頼します。

② 福祉避難所への移送

区本部は、自主防災組織及びボランティアの協力を得て、避難所へ移動された人で支援を要する人を福祉避難所に移送します。

③ 避難所の運営における配慮

避難所班長等は避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、男女のニーズの違い等多様な視点に配慮します。

また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保等に努めます。

④ 応急福祉サービスの提供

区本部は、避難所及び社会福祉施設の支援を要する人の状況把握に努め、応急福祉サービス提供体制を整え、ホームヘルプサービス、入浴サービス、車椅子の手配等、ニーズに対応したサービスを提供します。

(4) 津波における避難計画

①実施体制

気象庁では津波警報・注意報等を地震発生後、速やかに発表します。

沿岸に近い海域で発生した地震では発生直後に津波が到達する場合があるので、震度4以上の揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、緊急に次の自衛処置をすることとします。

- ・気象台からなんらかの通報が届くまでは海面状態を監視する。
 - ・津波警報・注意報等を迅速に知るためにテレビ・ラジオ等で情報収集に努め万全の対策をとる。
- (注)NHKは、放送終了後でも臨時に放送します。

②津波注意報の発表時

津波注意報が発表されたときは、港湾部及び水防関係機関は、迅速に対象水門・防潮扉を閉鎖できる体制を整えるとともに、必要な水門・防潮扉を閉鎖します。

③津波警報の発表時

津波警報（大津波又は津波）が発表されたときは、次によるものとします。

ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行います。

- ・港湾部及び水防関係機関は、迅速に水門、防潮扉を閉鎖します
- ・同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上やその付近の滞在者に対して、避難の指示などを行います。
- ・海上停泊中の船舶で津波の被害を受けるおそれのある場合は、防災関係機関の協力を得て、沖合への移動を指示します。

■津波警報・注意報の分類及びとるべき行動

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表	巨大地震の場合の表現		
大津波警報	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	・木造家屋が全壊・流失します。 ・人は津波による流れに巻き込まれます。
	10m			
	5m			
津波警報	3m	高い		・標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。 ・人は津波による流れに巻き込まれます。
津波注意報	1m	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	・海の中では人は速い流れに巻き込まれます。 ・養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。

■津波予報の発表基準及び内容（注：大阪市の津波予報区は「大阪府」）

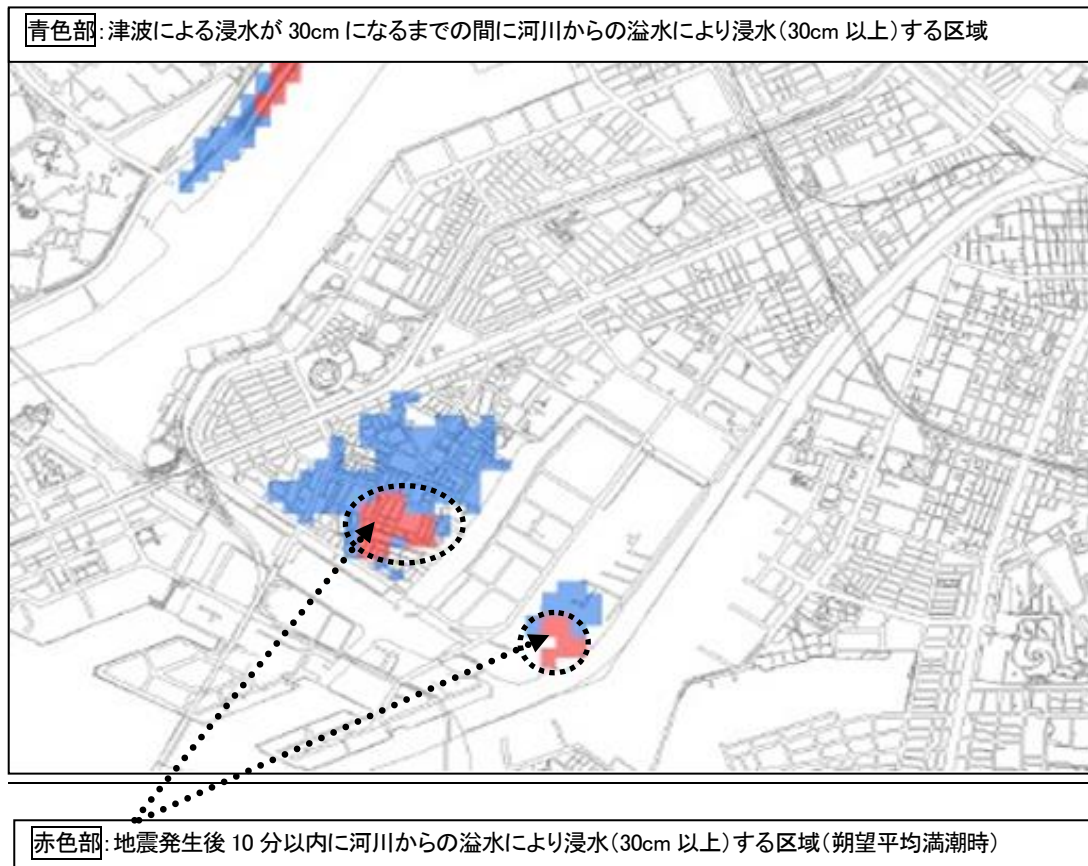
種 類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(5) 堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難

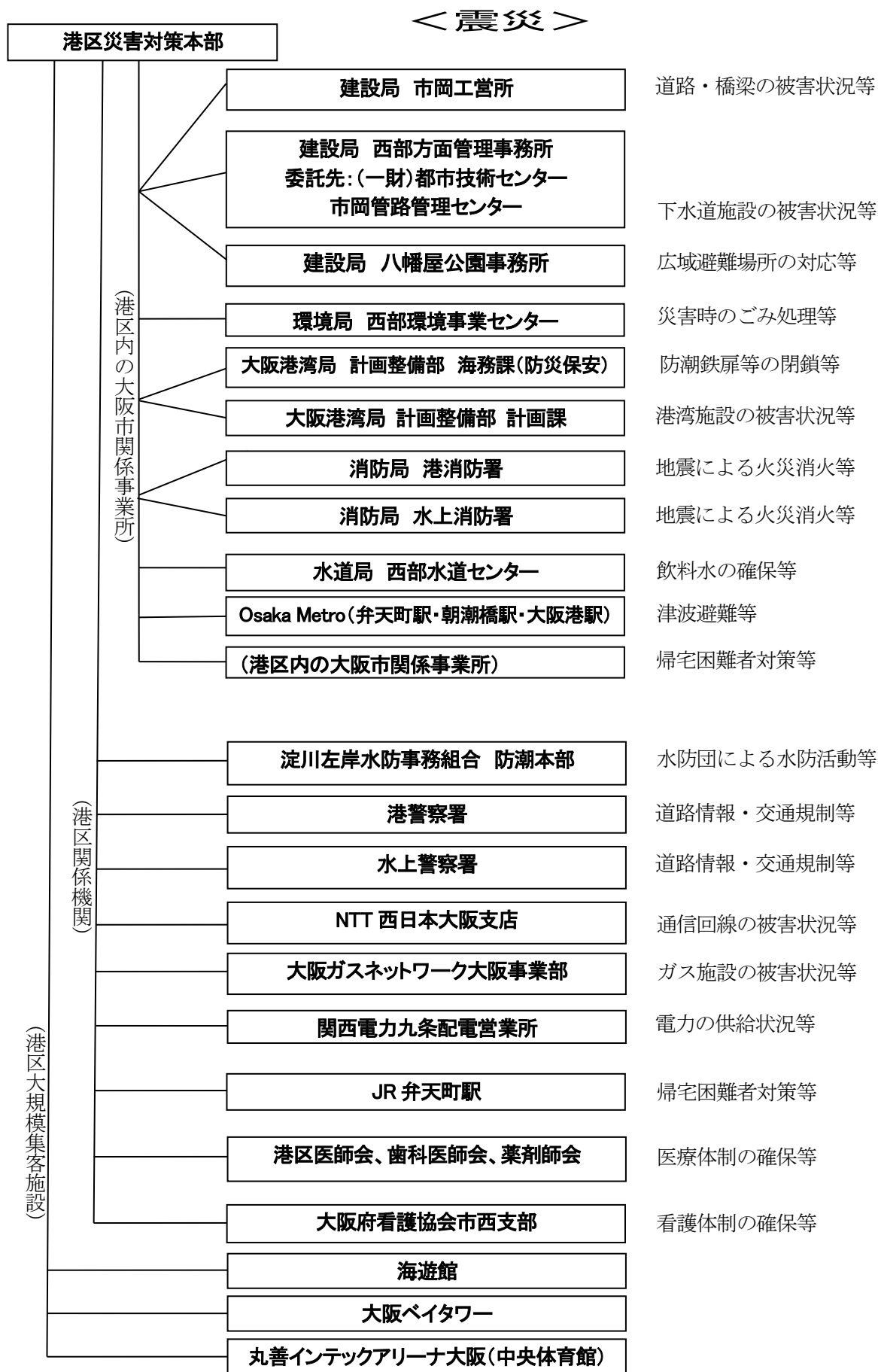
地震に伴う堤防沈下等による浸水が発生する恐れのある地域内の住民等は、避難の勧告・指示によることなく、地震発生後速やかに避難を開始します。地震に伴う堤防沈下は、海溝型、直下型のいずれの地震でも発生の可能性があります。

そのため、地震の種別にかかわらず、速やかに津波避難ビルなど近隣の堅固な建物へ避難します。

平成 25 年度 大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震対策等検討部会資料から引用

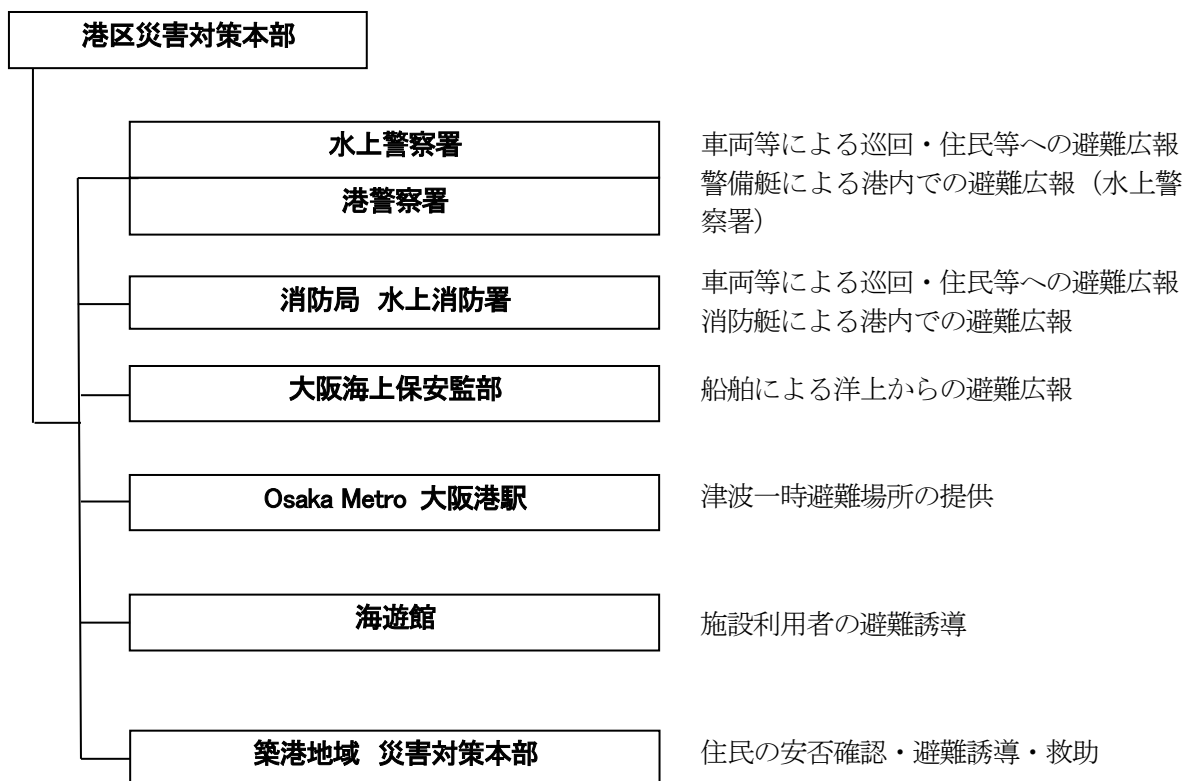


4 情報収集体制及び伝達系統

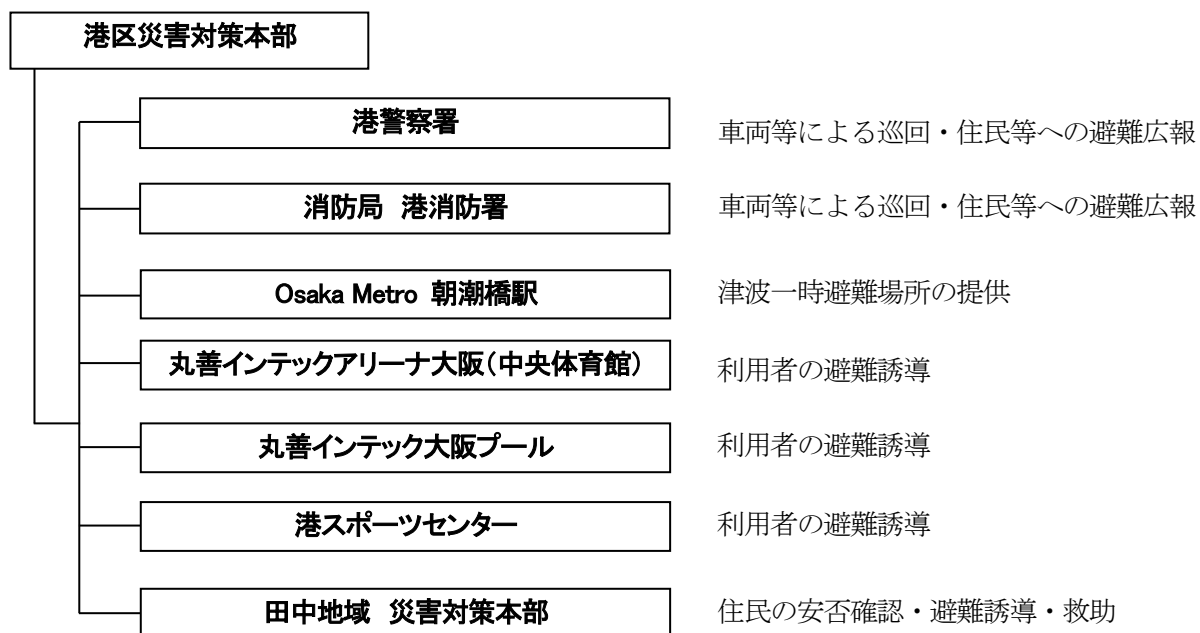


■大規模集客施設周辺の避難誘導にかかる初期初動連絡体制

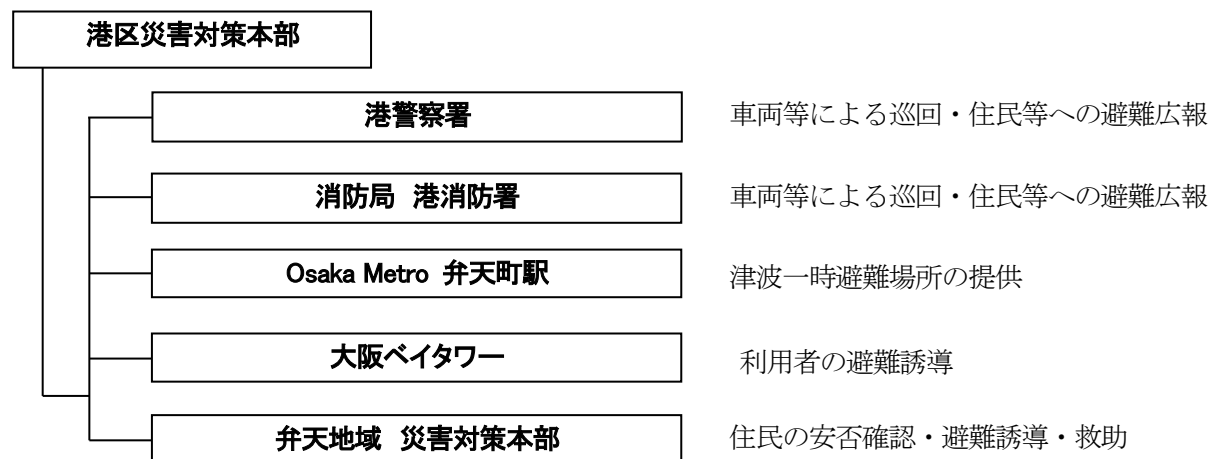
【築港地域（海遊館周辺）】



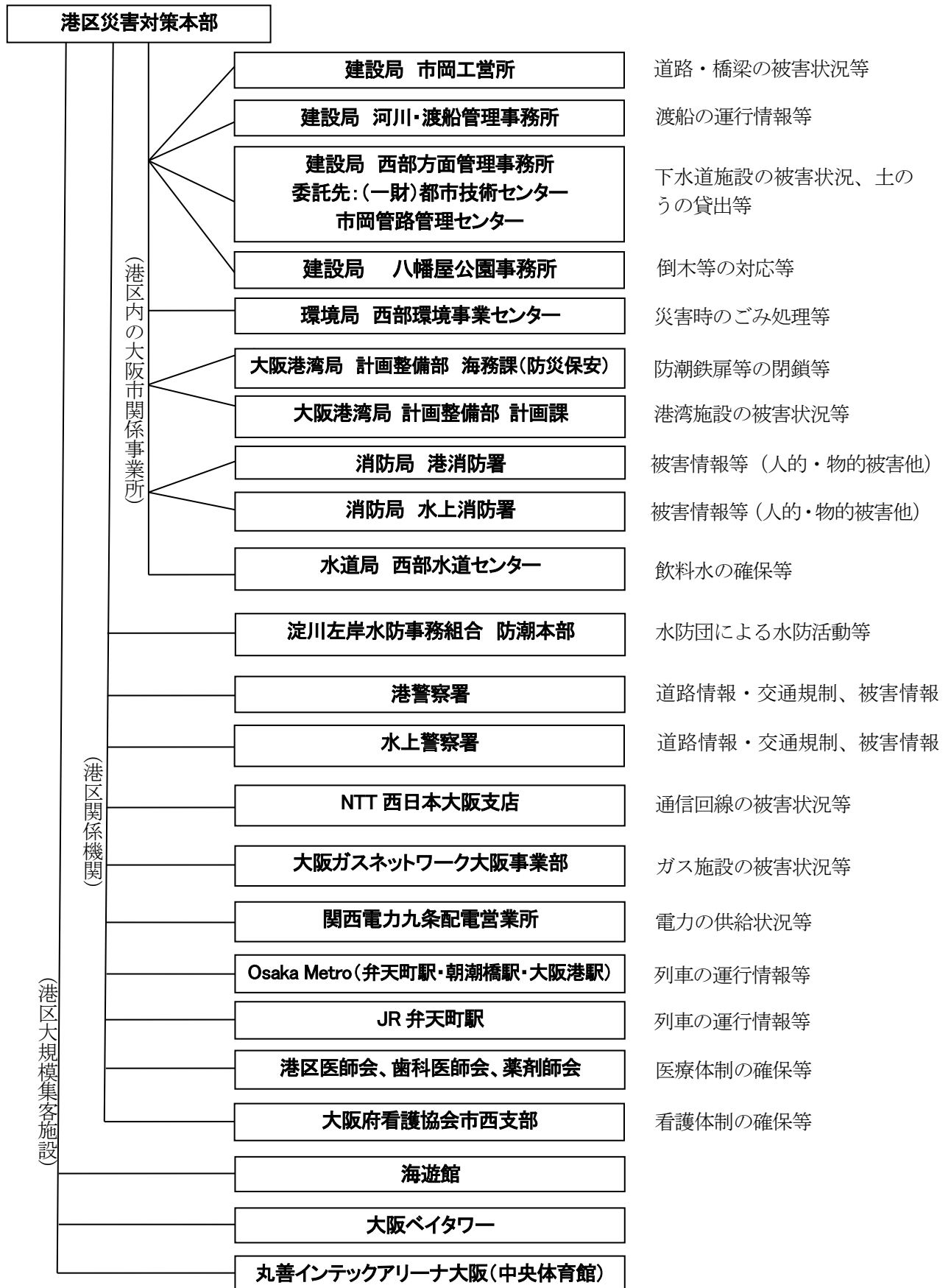
【田中地域（丸善インテックアリーナ大阪（中央体育館）周辺）】



【弁天地域（大阪ベイタワー周辺）】



＜風水害＞



(港区大規模集客施設)

5 帰宅困難者への対応

(1) 情報の収集と提供

JR弁天町駅、Osaka Metro 弁天町駅から弁天町駅周辺に滞留している帰宅困難者に関する情報を収集し、必要な対策を行います。また、上記2駅に連絡し、帰宅困難者に災害情報等を提供します。

(2) 備蓄物資の配布

弁天町駅周辺での帰宅困難者の滞留時間が長時間にわたる場合は、可能な限り区職員を派遣し、大阪市教育センター及びJR弁天町駅の2か所に備蓄している物資を配布します。また、弁天町駅周辺の防災サポーター登録企業等に連絡し、従業員の応援を要請します。

6 広報活動計画

大津波警報又は津波警報発表時や大火災発生時等、区内において危険が切迫し、区本部長が区民等に避難のための立ち退きの指示を発令した場合、区本部が次の要領で緊急広報等を実施します。

(1) 緊急広報

手法	内容
・ツイッター、ホームページ ・青色防犯パトロール車両 ・環境局西部環境保全監視グループの車両による広報 【※ 環境局に対して要請】 ・郵便局のバイク等による広報 【※ 郵便局に対して要請】	※市本部から示される文章等をもとに実施 ・避難指示を発令した理由 ・避難指示の対象区域 ・避難先及び所在地(広域避難場所名称等) ・避難経路(指定避難路名称等) ・避難に際しての注意事項等

(2) 一般広報

種類	おもな内容
災害情報	・災害の発生状況 ・津波等に関する情報 ・応急対策の実施状況 ・避難指示の状況、市内の被害状況 ・家庭・職場での対策と心得など
生活関連情報	・電気・ガス・水道、通信施設の被害状況と復旧見込み ・食料・生活必需品の供給状況 ・道路交通状況、鉄道・バス等交通機関の運行・復旧状況 ・医療機関の活動状況など
救援措置情報	・被災証明書の発行情報 ・相談窓口の開設状況 ・税・手数料等の減免措置状況 ・災害援護資金等の融資情報など

7 飲料水、食料、生活関連物資の供給計画

(1) 応急給水計画

①水道部の応急給水

水道部は区本部や自主防災組織等の協力を得て、以下の応急給水を行います。

- ・広域避難場所、災害時避難所等に応急給水の拠点となる仮設水槽を設置して、浄・配水池を水源とする車両運搬で対応します。(拠点応急給水方式)
- ・広域避難場所等では、耐震性貯水槽の水を活用します。
- ・災害時避難所では、受水槽及び高架水槽の水の活用を図ります。
- ・医療・福祉施設等の重要施設に対し車両による運搬給水により必要水量の確保に努めます。
また、ポリ容器等の緊急輸送や受水槽への注水作業を行います。(運搬給水方式)
- ・広域避難場所等の防災拠点や重要施設への給水ルートの優先復旧に努めます。
また、通水した地点より順次仮設給水栓を設置します。(拠点応急給水方式の拡充)

②区本部の応急給水

- ・災害直後は、備蓄飲料水の活用を図ります。
- ・避難所班長等は、水道部が設置する仮設水槽、既設の水槽や高架水槽、広域避難場所等の飲料用耐震性貯水槽の活用を図ります。
- ・避難所班長等は、避難所内の応急給水拠点等の水質保全のため、食品衛生対策班(保健所・健康局において編成)に水質検査等を要請します。
- ・区本部は、区内の応急給水等の状況を把握し、その状況を掲示等により広報します。

(2) 食料供給計画

項目	内容
食料供給の順位	原則、次の順位で行います。 ① 災害対策用備蓄食料(アルファ化米、ビスケット等) ② 流通業者等からの調達食料(弁当、パン等の既製食品) ③ 米穀小売業者等からの調達食料
食料供給の対象者	① 避難所に受入れされた者 ② 住家に被害があり、炊事できない者(在宅避難者) ③ 通勤・通学者、旅行者等
食料供給の品目	アルファ化米、ビスケット、お粥、弁当、パン、粉ミルク、米穀、副食等
食料の調達方法	市本部は、区本部長より食料供給の要請があった場合、災害用備蓄倉庫より、備蓄食料を輸送します。不足する場合は、協定締結業者より食料品の調達を受けます。 また、災害救助法が適用された場合は、大阪府より災害救助用食料の引き渡しを受けます。さらに不足する場合は、他都市等に応援を求めます。
食料供給の実施方法	■場所 原則、災害時避難所です。 ■食料供給 区本部が自主防災組織等の協力を得て行います。 ■配給 原則、被災者自らが行います。支援を要する者については配慮します。 ■炊き出しを行う場合 学校等の給食施設は、施設管理者と十分協議のうえその活用を図ります。

(3) 生活関連物資供給計画

①実施体制

パターン	体制
災害救助法が適用された場合	同法の規定に基づく被災者に対する衣料・生活必需品の給与又は貸与は、原則として市民部長および区本部長が実施します。
災害救助法が適用されない場合	被災の実情に応じ、適宜同法に定める基準の範囲内で物資の給与又は貸与を行います。

②生活必需物資の備蓄品目種類

寝具(毛布)、肌着、身回り品(生理用品等)、日用品セット(石鹸、歯ブラシ、タオル、コップ等)トイレットペーパー、大人・幼児用紙オムツ、杖、ラジオ、懐中電灯、防水シート、ポータブルトイレ、間仕切り等

③衣料・生活必需品の輸送と配分

福祉部等は、災害が発生した被災地に物資を輸送する必要があるときは、速やかに活動体制を整備します。救援物資の輸送にあたっては、事前に区本部あてに連絡します。

区分	対応
輸送	原則、被災区の避難所まで福祉部等が行います。
配分	区本部が行い、必要に応じて自主防災組織の協力を得て実施します。また、あらかじめ供給協力要請している協定締結団体等及び他府県等からの応援で対処します。

8 医療・救護計画

(1) 初期初動医療救護活動

①市本部救急医療調整班（以下「医療調整班」という。）

本市域で震度5弱以上を観測した場合、市本部に医療調整班が設置されます。

■医療調整班の任務

- ・医療関係機関との調整
- ・医療救護班の調整
- ・緊急輸送の調整（ヘリ、船舶等の運用）
- ・医薬品、医療資器材等の広域調達、調整

■救護所の設置

災害時、区本部は市本部等と連携して、原則、以下の場所に救護所を設置します。

- ・災害現場又は現場付近
- ・避難場所（災害時避難所、広域避難場所等）
- ・特例場所（被災地周辺の医療機関等）

②派遣要請及び派遣

- ・消防部は、災害現場の状況に応じて医療調整班に連絡し、医療救護班の派遣を要請します。
- ・区本部は、区内の医療救護班だけでは対応できない場合、医療調整班に医療救護班の派遣を要請します。
- ・医療調整班は市内で不足する医療救護班数について、大阪府へ派遣要請を行います。
また、応援要請により派遣された医療救護班の派遣先を指示します。
- ・本市からの要請なく応援に駆けつけた医療救護班は、医療調整班において派遣先を指示します。
- ・区本部に直接応援に駆けつけた医療救護班は、区本部で調整を図り、結果を医療調整班に報告します。

③区医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携

区本部は、区医師会、歯科医師会、薬剤師会に医療救護活動を要請します。

(要請は「災害時における医療救護に対する活動協力についての確認書」に基づきます)

(2)長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営

災害時避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は医療調整班の協力を得て、以下の方針で救護所の運営を図ります。

- ・運営管理及び外部との総合調整は区本部長が指名した者が行います。
- ・内科系を中心としたチーム編成に切り換えます。
- ・薬剤師を派遣し、薬品管理等を行います。
- ・精神科医、歯科医師の派遣も含めた編成も適宜加えます。
- ・薬資材及び医療用ライフライン関係の補充体制の確保を図ります。
- ・他都市等からの応援(ボランティア医師・看護師等含む)との連絡調整を行います。
- ・医療機関の稼働状況等により設置継続を適宜判断します。

(3)保健師等による健康相談

①保健師等の派遣体制の確立

区本部は、災害時避難所の状況を調査し、健康部の協力を得て避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣します。

②保健師等による健康相談の実施

保健師等は、救護所、各災害時避難所等を巡回し、被災者の健康管理、栄養指導等を行います。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行います。

9 行方不明者の搜索、遺体の処理、火葬計画

(1)行方不明者の搜索

危機管理部は、災害により行方不明の状態であつ、周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者の搜索は、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案し、関係機関(警察、消防、自主防災組織、海上保安監部及び自衛隊等)と連携し実施します。

(2) 遺体の仮収容(安置)所の設置

区本部は、必要に応じて自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、遺体仮収容(安置)所の設置及び管理運営を行います。

また、災害が発生した場合に備えて遺体仮収容(安置)所として利用できる堅牢な構造の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適切な場所を確保します。

港区の場合は、候補施設としては丸善インテックアリーナ大阪(中央体育館)が挙げられます。

大規模な災害により多数の遺体が発生した場合は、危機管理部が、遺体仮収容(安置)所等の設置について、区本部、府警察、葬儀業者と総合調整を行います。

(3) 斎場への遺体の搬送

多数の遺体が発生した場合は、危機管理部において斎場への搬送体制を整え、環境部と受入れ体制を調整し搬送します。

(4) 遺体の火葬

環境部は、災害発生後、遺体に関する情報収集に努め、速やかに火葬計画を策定します。また、市内の斎場が地震等の被害により使用できない場合及び斎場の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、危機管理部と調整し大阪府に措置を要請します。

10 ボランティアの調整計画

①区災害ボランティアセンターの設置

区本部は、被災状況及びボランティア参集等を勘案して、港区社会福祉協議会の協力を得て、港スポーツセンターに区災害ボランティアセンターを設置するための協議を行います。

区本部から3名の職員をセンターに派遣し、港区社会福祉協議会のボランティアコーディネーターと連携して業務にあたります。

【区災害ボランティアセンターの業務】

- ・区本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- ・被災者における災害ボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供
- ・市災害ボランティアセンターとの連携
- ・災害ボランティアの受入れ
- ・災害ボランティアのオリエンテーション
- ・災害ボランティア活動の集約・管理
- ・災害ボランティアの事故等に対する補償のための保険加入手続き

②防災サポーター登録企業等

区本部は、防災サポーター登録企業等に登録内容をもとに協力を要請します。

【おもな登録内容】

- ・労務、技術の提供
- ・食料品、飲料水、日用品等の物資の提供
- ・駐車場、倉庫、客室、オープンスペース等の施設の開放
- ・資機材等の提供

第5章 復旧対策

I 防疫・保健衛生活動

(1) 防疫活動

①環境衛生対策班の編成

- ・環境衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センターの職員で構成します。
- ・1班の編成人員は3名、班数は災害の規模に応じて最大36班とします。
- ・健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請します。
- ・健康部は、区本部と連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する環境衛生対策班の任務を調整します。

②環境衛生対策班の任務

環境衛生対策班は、災害時、避難所、生ごみ集積場等衛生管理や消毒を必要とする施設並びに地域の衛生的環境を確保するため、衛生対策を実施します。

- ・避難所の衛生管理、消毒
- ・仮設浴場の衛生管理
- ・臨時集積場等の衛生管理、消毒
- ・汚物、汚水流出地区の衛生管理、消毒
- ・その他

(救護所等の衛生管理・消毒、被災家屋の衛生管理の指導及び消毒、ねずみ・ハエ・蚊等の防除、消毒用薬剤の配布)

③防疫資機材等の調達

環境衛生対策班は、区保健福祉センターに配備されている防疫用資材を利用し、不足が生じた場合は、健康部又は区本部を通じて調達を要請します。

(2) 食品衛生活動

①食品衛生対策班の編成

- ・食品衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センター職員で構成します。
- ・1班の編成人員は、食品衛生監視員を含む2名、班数は災害の規模に応じて最大36班とします。
- ・健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請します。
- ・健康部は区本部と連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する食品衛生対策班の任務を調整します。

②食品衛生対策班の任務

食品衛生対策班は、災害時、避難所、食品調理及び保管施設等の衛生管理や調理実務者に対する衛生指導を実施します。

③検査資機材等の調達

食品衛生対策班は、保健所に配備されている検査資機材を利用し、不足が生じた場合は、健康部又は区本部を通じて調達を要請します。

2 罹災証明書等の発行

災害援護資金の貸付や被災者生活再建支援金の支給その他各種支援措置の適用にあたって必要とされる住家の被害程度の認定のため、区長は、火災を除く自然災害に伴う「罹災証明書」を、消防署長は、火災・消火損に伴う「震災に伴うり災証明書」をそれぞれ発行します。なお、区長は被害事実の確認を求められた場合は、「被災証明書」を発行します。

(参考)被災者支援システム

被災者支援システムは、罹災証明書等の発行に必要となる個人情報、世帯情報を住民基本台帳システムから取り込み、被災者台帳を作成して証明書の発行等をスムーズに行うために開発されたシステムです。

災害救助法が適用される大規模災害時に運用します。

3 ごみの処理

(1)作業計画の作成

環境部は、災害発生時、速やかに所要作業量の調査を行い、その調査結果に基づき作業計画を策定します。なお、環境保全及び衛生面の観点から緊急度の高い生活系ごみを優先し、作業可能地域から作業を開始します。また、許可業者収集ごみについても生活系ごみを優先し、適切に処理できるよう指導します。

(2) 一時集積

大量に発生したごみについては、処理施設等で速やかに処理を行いますが、処理施設等への搬入が困難な場合には、公有地等を利用して臨時集積場を設け一時集積します。

臨時集積場は、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定します。

(3) 処理・処分

臨時集積場のごみは、作業計画に基づき、トラック等で輸送し、普通ごみは大阪広域環境施設組合の焼却工場で処理し、粗大ごみ等は、大阪広域環境施設組合の破碎施設で前処理した後、焼却施設で処理します。焼却後の残渣は、本市処分場及びフェニックス事業で処分します。なお、大阪広域環境施設組合の処理施設等で処理能力が不足する場合には、他都市等に処理応援を求めます。

(4) 応援要請

作業に要する機材等が不足する場合は、契約管財部に借り上げを要請するとともに関係業界に協力を求めます。さらに必要人員等が不足する場合には、他都市等に応援を求めます。

第6章 その他

大阪市地域防災計画対策編「付属 東海地震編」に基づく港区職員対応マニュアル

本マニュアルは、大阪市地域防災計画対策編「付属 東海地震編」に基づき、「東海地震の直前予知」が行われた場合に備え、職員の役割等を明確にするものです。

■東海地震について

東海地震は、現在日本で唯一、直前予知の可能性がある地震と考えられています。

駿河湾内にある駿河トラフから四国沖にある南海トラフにかけてのプレート境界では、過去100年から150年おきに岩盤がずれてマグニチュード8クラスの巨大地震が繰り返し起きています。

駿河湾周辺の岩盤は、160年以上もずれていないため「東海地震はいつ起こってもおかしくない」と言われています。本市における想定震度は、震度4と想定されています。（地盤の軟弱な地域では震度5弱）

■東海地震注意情報を受理した場合の基本的な対応

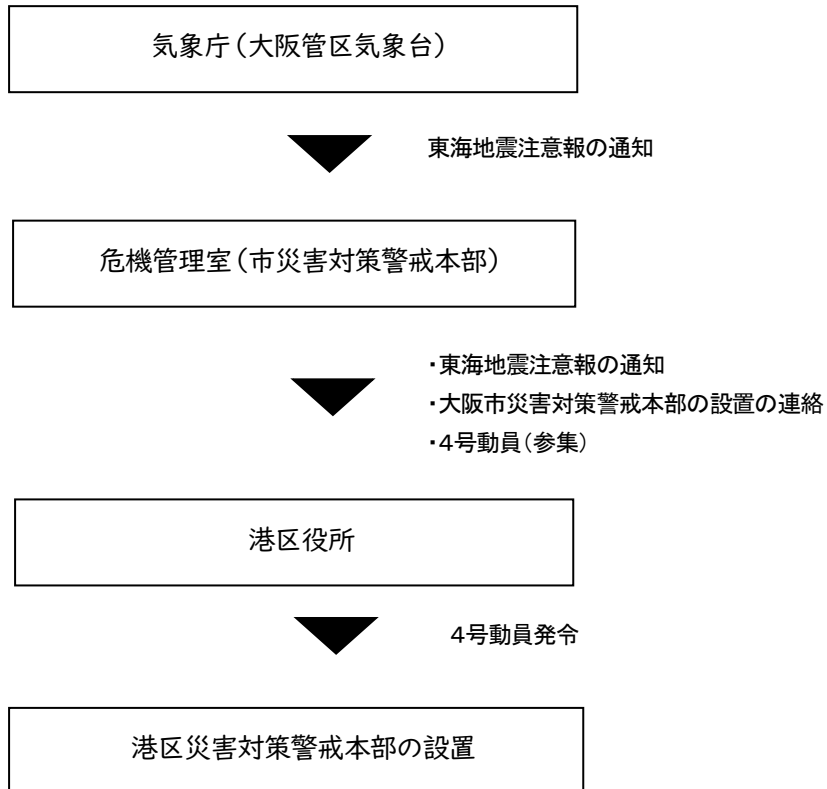
東海地震注意情報を受理した場合、区災害対策警戒本部を設置し、4号動員を発令します。

■警戒宣言が発令された場合の基本的な対応

地震防災対策強化地域（大阪市は対象外）に対し「警戒宣言」が発令された場合、災害対策本部を設置し、動員体制には大阪市災害対策本部（危機管理部）が判断し、区本部に伝達されます。

I 東海地震注意情報発表時の対応

(1) 対応フロー

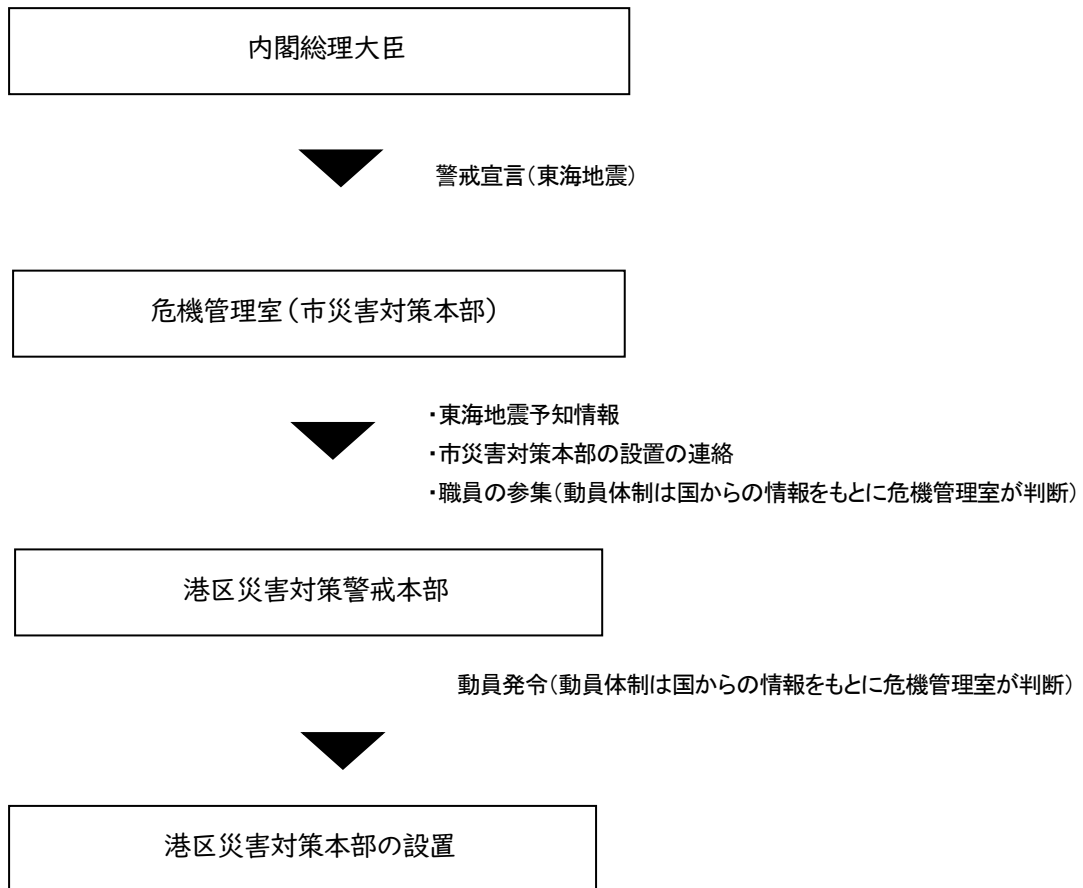


(2) 港区災害対策警戒本部の対応等

- ① 「警戒宣言」が発せられた後の対応内容について確認
- ② 動員体制の拡大が想定されるため、速やかに参集するための連絡体制を整える
- ③ 職員の役割等は「勤務時間内の初期初動マニュアル」「勤務時間外の初期初動マニュアル」に基づく

2 警戒宣言発令時の対応

(1) 対応フロー



(2) 港区災害対策本部の対応等

- ① 大阪市地域防災計画対策編「付属 東海地震編」に則った対策を行う。
 - ② 資機材・各種設備等の点検、適切な箇所への配置、職場内の安全確保のための点検・措置を図る。
 - ③ 応急対策に従事する職員以外の職員は、勤務時間中（勤務時間内）は、通常業務態勢をとる。
 - ④ 市民利用施設は、窓口に来られた方々を含めた施設の利用者等に対し、警戒宣言が発せられたことを伝える。（大阪市地域防災計画対策編「付属 東海地震編」第 10 節の伝達文例を基本とする。）
- ✓ 市全域への広報は、市災害対策本部において行う。
 - ✓ 市主催の各種行事等については、中止を原則とする。

3 市民及び事業者等の取るべき措置

大阪市地域防災計画対策編「付属 東海地震編」に記載のとおり、次の措置を行う。

■ 市民の取るべき措置

- ア) 落ち着いて行動する。
- イ) テレビ・ラジオによる正確な情報を知る。
- ウ) 「市民防災マニュアル」や「水害ハザードマップ」に目を通し、発震時の心得の再確認をしておく。
- エ) 家族で仕事の分担をきめてとりかかる。
- オ) ガスや石油ストーブなど裸火の始末はいつでも出来るようにしておく。
缶入り灯油、塗料溶剤等は安全な場所に保管し、転倒、転落、漏洩防止措置などを講じておく。
- カ) 飲料水を貯蔵する。
- キ) 家具や物が転倒、落下するのを防止する措置をとる。
- ク) ブロック塀、門柱、看板に転倒落下防止措置を講じる。
- ケ) 非常持ち出し品を点検し、いつでも持ち出せるように用意する。
- コ) 隣近所と連絡をとり、支援を要する者に対する対策を講じておく。
- サ) 自動車、電話の使用はなるべく控える。

■ 事業者の取るべき措置

- ア) 百貨店、地下街等の不特定多数の顧客がいる所は、避難・誘導を円滑にできるよう準備する。
- イ) 市街地内の危険物取り扱い業者は危険防止に万全の措置をとる。
- ウ) 化学工場等危険物を大量に保有している事業所では、保安点検を強化し安全対策を推進する。
- エ) 一般の事業所でも火気を使用しているところや薬品の混触による発火等の危険のあるところでは、
出火防止等の安全措置をとる。
- オ) タンクローリー等危険物の運搬車両は、運転の自粛ないし安全運転に留意する。
- カ) 勤務時間外の事業所の保安体制の確立を図る。
- キ) 店頭の看板、自動販売機、ブロック塀等の転倒防止、窓ガラスの落下防止の措置を取る。